

## 九重町のことをもっと知りたい方へ！

## 1

## 九重町まちづくり出前講座

**内 容**／町民のみなさんに町の制度や事務事業を理解していただき、まちづくりを共に考えていくために地域での集まり等に行政職員が出向いて説明をするものです。

**講座時間** 平日 午前 9 時～午後 9 時までの間の 2 時間以内

**講座会場** 地区集会所や各地区公民館等、九重町内

**対 象**／町内在住、または町内の事業所に勤務する人で、原則 10 人以上参加が見込まれる団体等

**手 続 き**／①講座一覧表から希望する講座を選んでください。

②出前講座申込書を希望日の 2 週間前までに提出してください。

※申込書は各地区公民館に準備しています。

③受付後、講座の担当課からご連絡しますので、日時・内容等の打ち合わせをお願いします。

## 出前講座メニュー

\* 九重町まち・ひと・しごと総合戦略

\* 経営所得安定対策

\* マイナンバー制度

\* 議会のしくみと議員活動

\* 九重町の財政

\* 子育て支援事業

\* 人・農地プラン

\* 有害鳥獣被害防止対策

\* 介護保険、健康づくり、福祉

\* 人権問題

\* 安心・安全なまちづくり

\* 公共交通（コミュニティバス含む）

上記以外のメニューについても、お気軽にご相談ください。

申込み・お問い合わせ

社会教育課 社会教育グループ

☎76-3888

## 集会所の改修を補助します！

## 2

## 地区集会所改修事業

**内 容**／地区に設置している各種集会所の施設改修に係る経費の一部を補助します。改修や修繕によって老朽化した施設の耐用年数の延長を図り、高齢者や子どもたちにやさしく使いやすくなるための生活環境改善を目的としています。

※ここという地区とは、行政区または行政区の集合体になります。

**対 象**／各種集会所の施設耐用年数延長および生活環境改善のための改修で、総事業費 30 万円以上  
※この事業における各種集会所とは、行政区等が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うために運営する施設で

## 民間集会施設の活用を応援します！

3

### 民間集会施設有効活用事業

**内 容**／既存の集会所を保有しない、または既存の集会所が老朽化により利用困難な地区において、民間施設を活用するための改修費用等を助成します。施設の有効活用によって、負担の少ない継続的な集落機能の維持を図ることを目的としています。

※ここでのいう地区とは、行政区または行政区の集合体になります。

**対 象**／地区が借り上げた施設で会議及び集会に必要な機能を備えた施設

**助成内容**／①施設改修等：2/3 以内（上限 50 万円）

②機能維持：10/10（年額上限 12 万円まで）

**手 続 き**／①事前のお問い合わせが必要です。

②受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 5 月 30 日（金）

※第 1 次受付の申請状況により、予算の範囲で随時受け付けします。

③提出書類について

申請書類：補助金交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積書（改修）、現状写真、振込講座の確認できる書類、賃貸借契約書控え

実績書類：補助金等交付請求書、収支決算書、修繕状況の写真、実績報告書

④注意点：施設改修等については改修完了後、完了検査の立会をお願いします。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎76-3888

## あなたのやる気応援します！

4

### まちの担い手応援事業

**内 容**／幅広い視野と優秀な技術及び能力を身につけ、まちの担い手として主体的にまちづくりに関わる人、関わりたい人に対して補助する制度です。

**対 象**／九重町に住民票を有し在住する人で、将来にわたり九重町の活性化・町づくりに寄与すると認められる人や団体

**助成内容**／下記の事業に対し、予算の範囲内で対象経費の 50%～90% ※の補助をするものです。

①地域づくり 自信と誇りを持てる地域づくりを目的とする研修等

②ものづくり 地場産業の活性化につながる技術研修等

③国際交流 国際的資質ともに、交流より相互理解を深める研修等

④介護福祉士、ホームヘルパー 1,2 級、子育て支援員、ケアマネージャー、主任ケアマネージャー、社会福祉士、大型自動車第 2 種免許の資格を取得するための講習等、補助額が 10 万円を超えるものについては、審査会による審査を行います。

※補助率や

## 新規起業を支援します！

5

## 九重町起業支援事業

**内 容**／町内における産業の担い手を確保し、定住促進と地域活性化を図るため、町内で新たに起業する者に対して補助金を交付するものです。

**対 象**／新たに起業する者で、申請日において18歳以上65歳未満であり、開業時点において、町内に住所を有すること

**助成内容**／〔補助対象経費〕起業のために必要な経費で、設備・機械装置・工具・構築物の購入、改良、借用又は修繕に関する経費、物品の購入に関する経費、原材料費、外注加工費、試験検査等の委託費、専門家謝金、広告宣伝費等  
〔補助金の額〕 補助対象経費の2分の1以内 上限100万円

**手 続 き**／次の書類に必要事項を記載し、申請してください。  
補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、居住地における完納証明書（町外在住者）、起業計画書、補助事業に係る経費の見積書の写し

申込み・お問い合わせ

観光・地域振興課 商工・観光グループ ☎76-3150

## 特産品開発を支援します！

6

## 九重町特産品・加工品開発支援事業

**内 容**／地域経済の活性化を図るため、町内の農産品等を利用した特産品・加工品の開発にかかる費用を助成します。

**対 象**／個人にあっては、町内に住所を有し、法人にあっては町内に事業所を有するもの

**助成内容**／〔補助対象経費〕特産品・加工品の開発のために必要な経費で、市場調査費、備品購入費、商標登録費、原材料費、外注加工費、品質検査費、専門家謝金、旅費交通費、広告宣伝費、その他町長が必要と認める経費  
〔補助金の額〕 補助対象経費の3分の2以内 上限30万円  
〔補助期間最長〕3年間

**手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。  
②受付期間：令和7年4月1日～令和8年2月27日  
③提出書類または申請に必要なもの  
補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書、特産品・加工品開発計画書、補助事業にかかる経費の見積  
④注意点：予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ

観光・地域振興課 地域振興グループ ☎76-3150

## 定住促進を応援します！

7

## 空き家・土地バンク制度

**内 容**／町内の空き家を空き家バンクに登録し、移住希望者へ売買や賃貸を行うことで定住促進を図るものです。

**対 象**／町内に空き家を所有する所有者及び町内に移住を希望する利用者

**助成内容**／九重町空き家・土地バンクに登録した際に空き家活用定住促進事業が利用できます。

**手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。  
②受付期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日  
③提出書類または申請に必要なもの  
〔所有者〕九重町空き家・土地バンク登録申請書、同意書、本人確認書類の写し、登記簿謄本  
〔利用者〕九重町空き

## 同居を応援します！

8

### 九重町多世帯同居リフォーム支援事業

**内 容**／子どもを安心して生み育てられ、高齢者が安心して暮らすことのできる住環境を創出するため、新たに多世帯で同居するために必要となる改修工事について補助金を交付するもの。

**対 象**／新たに多世帯同居を開始する方で、補助金の交付を受けてから60日以内に同居を行う方。  
助成内容における補助対象経費が30万円以上であること。

**助成内容**／〔補助対象経費〕玄関の改修工事、浴室及び脱衣所の改修工事、便所の改修工事台所の改修工事や増改築などの同居のために行う工事

〔補助金の額〕 補助対象経費の2分の1以内 上限100万円

**手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月26日

※令和8年3月31日時点で工事が完了している必要があります。

③提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、  
居住地における完納証明書（町外在住者）、世帯員全員の住民票（町外在住者）、  
工事にかかる図面の写し、工事にかかる見積書の写し

④注意点：・予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。  
・工事は町内業者で、事前着工は認められません。

申込み・お問い合わせ 観光・地域振興課 地域振興グループ ☎76-3150

## 若者の就労を応援します！

9

### 九重町若者地元就職支援金事業

**内 容**／若者の地元就労及び移住者の定住促進を図るため、常用雇用者として雇用された方に対し就職支援金を交付するもの。

**対 象**／〔対象者〕

①当該年度の4月1日から8月31日までに事業主に雇用された者

②当該年度の前年度9月1日～3月31日までに事業主に雇用された者。ただし令和7年度に限り、当該年度の前年度4月1日から3月31日までに雇用された者。

③町内に住所を有し、交付決定の日以後、10年以上九重町に定住する意思がある者。

④雇用された日以後、6カ月以上、同じ事業所に継続して就労する意思がある者。

⑤町税等の滞納がない者

⑥地域活動への参画の意思がある者

⑦当該年度の3月31日において、30歳未満の者

**助成内容**／〔定額30万円〕・保育士・幼稚園教諭として町

## 定住促進を応援します！

10

### 空き家活用定住促進事業

**内 容**／町内の空き家の有効活用により定住促進並びに地域活性化を図るため、本町に空き家を所有する者が空き家を賃貸の用に供する目的及び本町に定住しようとする者が住宅を確保する目的に必要な費用に対し、予算を定めるところにより補助金を交付するものです。

**対 象**／対象者は、九重町空き家バンクを介して売買及び賃貸契約をした者とし、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者（同一世帯員を含む）
- (2) この補助金の交付を受けてから10年以上空き家所有者においては当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に賃貸し、空き家利用者においては本町に定住する者。
- (3) 補助を受けようとする空き家に対して、他の制度による補助金の交付等を受けていない者。
- (4) 補助を受けようとする者は、売買及び賃貸契約後1年未満の者。
- (5) 移住応援給付金を受けようとする者は、県内の市町村内に住所を有していない者。

#### 助成内容／〔家財処分補助〕

- ・ 空き家の所有者等が賃貸や売買を行うために家財等の不要物を処分する費用に対する補助
- ・ 補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：10万円

#### 〔所有者改修補助〕

- ・ 空き家の所有者が賃貸を行うために修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ・ 補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：100万円

#### 〔利用者改修補助〕

- ・ 空き家に入居しようとする者が必要な修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ※売買のみ
- ・ 補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：100万円又は200万円（転入元によって異なります）

#### 〔移住応援給付金補助〕

- ・ 大分県外からの引越費用に対する補助
- ・ 補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：20万円（子育て世帯や若年者世帯は加算あり）

**手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月26日

※改修工事等の工期があるものに関しては、令和8年2月28日時点で工事が完了している必要があります。

③提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書

※その他に申請する項目によって必要書類が異なりますので、問い合わせの際にご確認ください。

④注意点：・ 予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

・ 工事は町内業者で、事前着工は認められません。